

グリーンな栽培体系への転換サポート
調査検証業務委託

プロポーザル実施要項

令和5年4月

恵那市

グリーンな栽培体系への転換サポート調査検証業務委託 プロポーザル実施要項

恵那市は、グリーンな栽培体系への転換サポート調査検証業務委託の受注事業者を以下の要領で公募する。

1. 目的

みどりの食料システム戦略に基づき、地域の農産物由来の未利用残渣を活用した化学肥料低減等に向けた資源循環型農業・脱炭素農業を推進することを目的とする。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 グリーンな栽培体系への転換サポート調査検証業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約の日から令和6年3月29日（金曜日）まで
- (4) 提案限度額 2,974,950円（消費税及び地方消費税相当額含む）

3. 提案の方法

提案は、目的達成に資する次の項目について仕様書の内容に基づき任意の様式を用いて行うこと。

- (1) 会社概要
- (2) 国または地方公共団体における同種又は類似業務の委託実績（概ね3年以内）
- (3) 業務担当責任者及び主任担当者の業務実績（概ね3年以内）
- (4) 本業務に対する取組体制（人員等）
- (5) 業務実施スケジュール（契約から業務終了までの全スケジュール）
- (6) 仕様書の各項目に沿った実施内容・方法
- (7) 本業務を効果的に実施するための独自提案等
- (8) その他必要と思われる事項

4. 応募資格

本業務の企画提案を行う者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5年5月10日（水曜日）までに本市の指名登録を完了すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号のいずれにも該当しない者であること

- (5) 参加者（個人である場合はその者）若しくは参加者の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）は恵那市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年告示第1号）に基づき排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (6) 本プロポーザルの公告の日から契約日までの間において、本市から入札参加資格にかかる指名停止を受けていないこと。
- (7) 市税等を滞納していない者であること。

5. 申込～契約までの流れ

(1) スケジュール

| | |
|-----------|----------------------|
| 実施要項の公表 | 令和5年4月24日（月曜日） |
| 質問の受付締切 | 令和5年5月1日（月曜日）午後5時まで |
| 質問の回答 | 令和5年5月8日（月曜日） |
| 企画提案書提出締切 | 令和5年5月10日（水曜日）午後5時まで |
| 選定委員会（書面） | 令和5年5月12日（金曜日） |
| 選定結果通知 | 令和5年5月12日（金曜日） |
| 契約（予定） | 令和5年5月15日（月曜日） |

(2) 質問の受付及び回答

質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

- ①提出書類：質問書（様式3号）
- ②提出期限：令和5年5月1日（月曜日）午後5時まで
- ③提出場所：恵那市役所 農林部 農政課（西庁舎3階）
- ④提出方法：郵送又は電子メール
- ⑤回答方法：電子メールにて質問書の提出者に回答するほか、原則、ホームページ上で公開する。質問者名は公表しない。

(3) 企画提案参加に必要な書類

①企画提案書

- ア 提出期限 令和5年5月10日（水曜日）午後5時まで
- イ 提出書類
 - 参加申込書（様式1号）
 - 誓約書（様式2号）
 - 企画提案書（様式自由。ただし、A4判片面にて作成すること）
 - ※本要領「3. 提案の方法」に基づき作成すること。
 - ※業務実施に係る見積書（内訳書を添付すること）
 - ※会社概要及び業務実績の参考となる会社パンフレット等
- ウ 提出方法 紙媒体は持参又は郵送。
電子媒体の形式はPDFとし、持参若しくは郵送又は電子メール（一度に受信できるデータ量は5MBまで）。

- エ 提出部数 紙媒体は正本1部及び副本4部
電子媒体はPDFで正本1部

6. プロポーザルの実施

- (1) 日 時 令和5年5月12日(金曜日)
- (2) 実施方法 選考は企画提案書に基づいて、書類審査の方法により行う。

7. 審査

- (1) 審査基準 別紙「評価基準」のとおり
- (2) 候補者の選定方法
 - ① 下記項目について選定委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を契約候補者として選定する。
 - ② ①の場合において、該当する企画提案者が複数ある場合は評価項目のうち「業務実施計画等」の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。
 - ③ ②の場合において、点数が最も高い企画候補者が複数ある場合は、その中から選定委員会で審議のうえ契約候補者を特定する。
 - ④ プロポーザルの参加者が1社のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、契約候補者としない。
- (3) その他
 - 次に掲げる事項に該当する者は失格とする。
 - ① 本実施要領に示す参加資格を有しない者がした提案
 - ② 提案書等に虚偽の内容を記載した提案
 - ③ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ④ 市が示した条件に違反した提案
 - ⑤ 選考委員に故意に接触を図った者、その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 審査結果の公表
 - 審査の結果については、選定委員会終了後、後日に企画提案参加者全員に通知する。また、市ウェブサイトにて企画提案参加者数及び契約予定者名を公表する。

8. 契約

- (1) 契約書予定者として選定した者と随意契約により業務委託契約を締結する。
- (2) 契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について恵那市農林部農政課と協議を行うこと。また、協議の結果、企画案の一部を変更する場合がある。

9. その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後は、提出された企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない(本市から

指示があった場合を除く。)

- (3) 提出書類は返却しない。なお、恵那市情報公開条例（平成16年条例第14号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

10. 問い合わせ先

恵那市農林部農政課農業振興係

住 所：〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

電 話：0573-26-2111（内線369）

F A X：0573-25-8933

メール：nousei@city.ena.lg.jp

(別紙)

グリーンな栽培体系への転換サポート調査検証業務委託 評価基準

| 番号 | 評価項目 | | 配点基準 | |
|----------------------------------|------------------------|--|---|--|
| 業務経歴 (36点) | 1-1 | 事業者の業務実績 (12点) | 官公庁(国、地方自治体、公社、公団及び行政独立法人)における令和元年度以降に認証制度の構築支援業務及びそれら類する業務実績 配点基準の優先順位は以下のとおり ①国、都道府県、政令指定都市、中核市における認証制度の構築支援業務、構築に向けた調査検討業務、制度運用業務の実績・・・1件あたり4ポイント ②①以外の地方公共団体における認証制度の構築支援業務、構築に向けた調査検討業務、制度運用業務の実績・・・1件あたり2ポイント ③①及び②以外の団体における認証制度の構築支援業務、構築に向けた調査検討業務、制度運用業務の実績・・・1件あたり1ポイント | 12ポイント以上(12点) 9～11ポイント(9点) 6～8ポイント(6点) 3～5ポイント(3点) 2ポイント以下(0点) |
| | 1-2 | 業務担当責任者の業務実績 (12点) | 業務担当責任者の同種業務実績 配点基準の優先順位は以下のとおり ①国、都道府県、政令指定都市、中核市における認証制度の構築支援業務、構築に向けた調査検討業務、制度運用業務の実績・・・1件あたり4ポイント ②①以外の地方公共団体における認証制度の構築支援業務、構築に向けた調査検討業務、制度運用業務の実績・・・1件あたり2ポイント ③①及び②以外の団体における認証制度の構築支援業務、構築に向けた調査検討業務、制度運用業務の実績・・・1件あたり1ポイント | 12ポイント以上(12点) 9～11ポイント(9点) 6～8ポイント(6点) 3～5ポイント(3点) 2ポイント以下(0点) |
| | 1-3 | 主任担当者の業務実績 (12点) | 業務主任担当者の同種業務実績 配点基準の優先順位は以下のとおり ①国、都道府県、政令指定都市、中核市における認証制度の構築支援業務、構築に向けた調査検討業務、制度運用業務の実績・・・1件あたり4ポイント ②①以外の地方公共団体における認証制度の構築支援業務、構築に向けた調査検討業務、制度運用業務の実績・・・1件あたり2ポイント ③①及び②以外の団体における認証制度の構築支援業務、構築に向けた調査検討業務、制度運用業務の実績・・・1件あたり1ポイント | 12ポイント以上(12点) 9～11ポイント(9点) 6～8ポイント(6点) 3～5ポイント(3点) 2ポイント以下(0点) |
| 業務実施計画等 (64点) | 2 | 業務実施体系 (12点) | 業務実施を行ううえで、人材の実績(業務担当責任者及び主任担当者を除く)・人数ともに十分な体制がとれているか(6点) | 優れている(6点) 普通(3点) 不十分(0点) |
| | | | 不足の事態に備え、人材の実績・人数ともに十分なバックアップ体制がとれているか(6点) | 不十分(0点) |
| | 3-1 | バイオ炭製造装置導入計画について (18点) | 本業務の目的、本市の現状及び本市のSDGs推進事業をはじめとする他の施策との関連・相乗効果を考慮したものになっているか(6点) | 優れている(6点) 普通(3点) 不十分(0点) |
| | | | 地域の利益及び具体的な行動変容に寄与するものになっているか(6点) | |
| | | | 導入計画策定について、必要十分な手順が網羅されているか(6点) | |
| | 3-2 | 実証及び土壌分析について (12点) | 実証、土壌分析は、市内で生産されている農作物が計画されているなど、恵那市の実態に沿ったものとなっているか。(6点) | 優れている(6点) 普通(3点) 不十分(0点) |
| 実証、土壌分析について、必要十分な手順が網羅されているか(6点) | | | | |
| 3-3 | 地域への活用の検討について (12点) | 地域の農家、JAひがしみの、岐阜県など関係者が参加できる仕組みとなっており、かつ、検証結果が地域に普及するものになっているか(6点) | 優れている(6点) 普通(3点) 不十分(0点) | |
| | | 地域への普及について、必要十分な手順が網羅されているか(6点) | | |
| 4 | 行程計画 | 制度運用開始を見据えた適切な業務スケジュールとなっているか(4点) | 優れている(4点) 普通(2点) 不十分(0点) | |
| 5 | 組織意欲 | 本業務への積極的な提案・意見がなされているか(6点) | 優れている(6点) 普通(3点) 不十分(0点) | |